"数は問題でない"

完全に主導権握る淀川

前号で谷端、松藤両支部長が回つてきた京の上、小倉、旭ガラス牧山の各労組の実態を知らせたが、この号では古賀、木村両支部長が行つた淀川製鋼、王子製紙春日井労組が歩いた道をみてみよう。ここで教えられることは、例え脱落者が少々出ようとも、問題は人間の数ではないということである。たたかうことでこそ組織はいよいよ固められるということは、どこの組合でも同じことである。

差別へ全体の力で

王子製紙と淀川鉄鋼へは古賀宮浦支部長と木村四山支部長がまわつた。王子製紙はご承知のように昭和三十二年労働協約改定をめぐつて、六月の闘いを行ない、その間第二組合が結成され、とくに就労後の切崩しによつて組合員はいちじるしく減り、現在春日井支部では第一組合二二〇名、第二組合九〇〇名の比率である。

また、淀川鉄鋼は二十八年の越年闘争で分裂、在籍八〇〇名のうち第一組合三〇〇名、第二組合五〇〇名、未組織（組合員をおさめない）一〇〇名の比率だが、主導権は完全に第一組合がにぎり、統一も時期の問題とみられている。以下は報告の中から大綱だけをみてみよう。

脱落の原因をみる

王子春日井労組では、組合員の連帯（三週間作業してまとめて二日休む、この方が能率が上がるので会社が提案してきた）問題を、執行部が一時金の支給ということで妥結してこれを受けた。

このため、執行部に対する不信感がたかまり、執行部の総辞職という問題にまで発展し、結果は執行部が二つに分れ、その間に第三勢力が生まれるという軍閥になり、ほとんどこれに入つた。執行部が全滅近い状態になり崩れたことが、脱落者をふやした。執行部が崩れるということはいかに組織に大きな影響を与えるかという大きな教訓を示している。

就労直後の職場闘争の指導面での誤りがあつた。

就労後、職場闘争を非常にはげしく組んで闘つた。ところがこの責任追及を受けたが、対抗策がなかつた。あとの構えがないまま闘いを起こしたのが、組織を切崩された大きな原因の一つとなつていた。この点は十分考慮されなければならない。

また、たえず組合員に対して適格な闘いの展望と指導を行なうのに欠けていたし、会社の攻撃の出方を全然予期しなかつた。結局、甘く見過していたので、攻撃をうけたときの混乱が大きかつたわけである。

上部組織に頼りすぎた

それに、紙パ、総評など上部組織に頼りすぎていた。このことは、闘争終了後に就労、総評の支援オルグが引き揚げてしまつたために、空白状態を生じ、そこへ会社の攻撃がかけられたため大きな混乱を招いた。これは組織を守るためには大きなマイナスになつた。

一方、脱落者に対しては説得工作を怠つていたし、職員が同一組織にいるため、彼らに組織をかきまわされ、組織切崩しが大きくなつた。

だが、こういう中にあつても当時の係長五名は、あくまで組織に残り闘いをつづけた。この五名の係長はそのため係長の役職を剝がれたが、それにも屈せずがんばつている。ただ、役職をとられても、賃金が一体が三池と違うため、賃金は下がつていないのである。

高賃金がブレーキ

王子は炭鉱に比べて賃金が高い高校卒業で入つて平均三万七、六〇〇円、ほかに基準外が一万円あるので四万円をこす状態である。

一般に賃金が高いため、労働運動に対する積極性がないのは指摘されてよいだろう。

分裂を進めた当時の組合幹部は職制へ昇進しており、現在の春日井の状況は、第二組合が何もやらないために批判勢力が生まれ、七割位いは第一組合に協力している。「三池を守る会」の中には第二組合員も多数、名をつらねている。

統一は時機の問題

（淀川）

淀川製鋼では一〇〇名の少数ながら完全に主導権を握つている分裂後三年目に賃金引上げで闘いを起こし、それまで動揺していた内部がこれで固まつた。いご復帰者が増えており、統一も時機の問題だといわれている。

ここも他面にもれず、第二組合は何もやらない。第一組合が勝ちとつたものを自分たちも受け情宣などすべての面で第一組合に頼つている現状である。

闘いは分相応にやらないと組織は固まらないということが、王子、淀川の歩いた道から教えられるだろう。

執行部は今でも分裂当時の執行部であり、執行委員もできるだけ変らないのが大切であろう。このことは、長期に計画を立てゆかねばならないことを教えている。

ほとんどの要求は獲得

王子では「道時時限スト、超過勤務拒否を行なう」というストの申入れを会社に行なつたことがあり、会社をあわてさせた。以前は命令になれば官権を導入していたが、今では紛争をなるだけ起させたくないということで、権力を入れないように会社は態度を変えてきた。要求はほとんど獲得できる段階まで現在はなつている。

三十四年には変電所を占領、全工場を四日間もマヒさせたように強い闘いもやつている。

分裂のおかげで強くなつた

淀川の書記長は「分裂していなかつたら多分、御用組合になつていたろう。たとえ少数になつても闘うことだ。それによつて組合員が自覚めた。もしも、いかげんに妥協していたら全労的な組合になるだろう。われわれの経験からみて、第二組合員が多いから云々などという数の問題ではない。「第二組合員が少々脱落して行くのにこだわつていたら労働運動はできないというのである。

三池の現在の第二との比率については、淀川でも王子でも〝驚異だ〟といつている。さすが一年間闘つた組合だからという反面、三池の場合は第二組合員といえども他の組合にくらべて意識が高いので、こんどはその点も考慮に入れておく必要があるだろうといつていた。また、そのことは、逆にいえば会社はこんど、第二組合をおもりするのに手を焼きかねないことだろうとさえ述べている。

差別にさわぐな

分裂この差別は、いま三池でかけられているようにどの組合でも同じあくどさでかけられている。差別のないのが実は変なのであり、差別よりもつと悪質な計画が立てられていると見なければならないのだろう。

淀川ではこういつている。「差別にさわぐな。さわぐほど効果があり会社はますます攻撃をしかけてくる。結局、差別を強めることになる。個人でさわいでも何にもならぬ。全体的な組織の力ではね返えす以外にない」また、差別で動揺すると復帰しようと思つている第二組合員もひるんでしまうということであつた。

【豆解説】

政府が請求した

公労委の仲裁裁定

公労協の半日ストに対して政府が十五日おこなつた公労委への仲裁請求とは「あつせん」「調停」をとびこえた紛争の最終調整である公労委は石田労相の請求により、十カ所の炭鉱から約七十名の代表が集つた）に、三つの提案をされた。それは

(1) 中国の炭鉱労働者は大きな同情をよせ、三池の闘いを学ぶ。

(2) 代表団に何でも聞き、より学び研究すること。

(3) 時間、場所の関係で全員を集められないが、各炭鉱に帰り広範囲に自信をもつて説明すること。（代表者はこぶしをあげてオラーといつせいに返事）

根本的には、三池の闘いにより多く関心をよせ、もつとも良く支持し今後の仕事に生かすことである。ただちに行動を生かす以上のことが決定されましたが、あとでの報告ではその夜から行動に移されたとのことです。

なお、主婦会の南場会長は、中国の主婦たちとの座談会などに元気に活動しています。

三月五日わい南を出発し七日北京へ到着しましたが、以下は第三報でお知らせします。

組織強化、春期闘争、今後の闘いと組合員、主婦の皆さんの労働者として、主婦として正しい行動を自信をもつて闘われるように。私たちも、中国の労働者と連帯を深めるための闘いをつづけます。

一九六一年三月七日

三池の闘いを学ぶ

中国の労働者

中ソ派遣団からの第二信

三月二十三日夜十時、武漢を三千トンぐらいの船で下り、二十五日九時三十五分南京着。中山陵参拝（孫文先生墓）、南京よりたちに汽車で上海に。人口一千万人上海では総工会関係者多数の出迎えをうけ、解放前イギリス人が経営し、中国人を入れなかつたという平和飯店に午後五時着。

二十六日港湾、造船工場、二十七日中小工場見学。

全国鉄鉱工会李主席代理（左端）全国総工会李副主席（右から四人目）と記念撮影

アリが骨をかじる工場

蟻が骨をかじるという工場へ。この意味は、工場をみてはじめて〝はつきりした。それは中国人民の手により解放されたが、当時はありとあらゆる物が不足していた。食糧も機械もーそれで中国政府は農業を基礎とし、生産設備に重点をかけた。一切の機械が不足する中で、この町工場のような小さなところで、必要である紡績機械をどうしてつくるか、全員が討議し工夫をしてつくることに意見一致クレーン、大きな家をつくり旋盤を工夫し、大きなものでも蟻が骨をかじるように、みんなで少しずつでもやつてということになり、自動車のエンジンを動力に、素材をベルトで回転させる切替えは三輪車のクラッチを利用するなどでついに一八〇トンの紡績機械をつくりあげた。

彼らはいう「困難が石であれば努力は鋼である」と。また「蟻は山を運搬することができる」と、それぞれの任務で最大に工夫し努力がなされている。「手と脳を併用すれば何でもできる」という。彼らが寧々として働らく理由は、解放前米英の帝国主義者ならびに国民党の弾圧により、仕事をしても食物を買う賃金はくれなかつた今は働いたものはみんな自分たちのものであり、賃金は三倍になつたと話してくれた。

二十八日。上海は解放時重要な拠点のひとつであつた。申新第九紡織工場は、この解放のためのたたかいで、労働者のたたかいがはげしく、国民党の懐柔、弾圧をくつたところである。

一九四八年二月二日のこの工場でたたかつた当時の人に集つてもらい、三池闘争と共に話合つた。

この工場は、当時英国人の経営で解放闘争前賃金は支払われないにもかかわらず、経営者の犬がなくなつたのに百ドルの懸賞金をかけたというようなひどいこともあつた。

最後に労働者は勝利する

共産党と国民党のたたかいの中で労働者は、飯をくうため、平和と自由を守り、生きるためというスローガンでたたかつた。このたたかいで女子労働者三名が殺され五〇〇名負傷、逮捕四〇〇名、解雇されたもの八〇〇名というたたかいがおこなわれた。じかしこのたたかいは勝利ではなかつた。労働者がこれ以上の犠牲をうけるのをしのびずたたかいは終つたが、その後全国の労働者が立上り、全国各地で労働者のたたかいがおこり支援がおこなわれ、労働者はより団結するようになつた。これはながい目でみて勝利である。

毛主席もいわれている。ーたたかつて負け、より研究したたかつて負ける。しかしその中で労働者の団結は強くひろまり、最後に労働者は勝利するーと。

二十八日夜は上海総工会副主席から、長靖革命前後のたたかいと、それにたいする構えをきいたが、それは帰つてからあらためて報告をいたします。

三月一日、上海を出発し飛行機で淮南（わいなん）へ。

わい南炭鉱は、労働者四〇、八〇〇名、六〇年度出炭一、六一四万トンという巨大な炭鉱で、坑内のカツペ、水圧採炭を見学し、炭鉱ははじめてであるし、特に三池のたたかいを午後一時四十分から七時三十分まで、永田は経過報告本質、今後の問題を話し、甲鉄議長が拒否者の今後の問題を話しました。

その席で同行の全国鉄工会李主席代理が、集まつている代表者（

はなしのたね

（7）

青年婦人の勉強会

二十六日の日曜日に労働会館で第一回大牟田地区青年婦人研究集会が、二百数十名の参加者を得て盛大にひらかれた。

分科会として午前中に、最低賃金制、合理化、平和と民主主義、地域共闘、文化活動の五つがもたれたあと、午後は全体会議で分科会報告と記念講演がなされたが、この会合には社青同、民青の出席が多く、その討議内容も第一回としては立派なものだつた。

最低賃金制が若い者不足の現状で、最低保障でなく逆に最高額の制限に悪用されて、資本家をとまどわせていることや合理化が資本主義退潮期の常々しい反動的攻撃のあらわれであり、何よりも思想改造をねらつてきているし、青年労働者と若壮年者との反目を助長していることや、平和の敵と味方の識別と平和を具体的に守る力が労働者階級およびその国際的連帯の中にのみ在ることなどが確認され、労働運動に対する「六・三型労働者」より積極的な参加が結論的なものとして打ち出された。

いよいよ若い者が三池闘争を契機に、いくら騒そうに叫びたけたなかになつて見せても、資本主義は間もなく博物館行きのしろものだということを学びとり、たたかいとるための統一行動がこの大牟田でも実践されることになつたわけだ。

労働者魂

昨年三月十七日第二組合の発生をみ、その後第二組合による生産再開によつて、第二人工島事件、三川鉱事件、四山鉱正門前事件など公然と荒々しい暴力弾圧攻撃がしかけられてから一年になる。

私たちはこれらの攻撃に対決して骨肉の犠牲をうけながら全国の仲間とともにみんなが生命がけでたたかつた。その偉大な力、労働者魂はいまも私たちの血の中に流れており、心の中にきざみこまれている。

一人ひとりがはげしくたたかいぬいてきたこの一年をふりかえり差別切崩し攻撃が加えられている現実のきびしさをのりこえて、明るい未来を創るその力をたしかめあおう。

差別にさわぐな

問題ではない。数は全然問題外だ」と非常に達観していた。

組合員が少々脱落して行くのにこだわつていたら労働運動はできないというのである。

三池の現在の第二との比率については、淀川でも王子でも〝驚異だ〟といつている。さすが一年間闘つた組合だからという反面、三池の場合は第二組合員といえども他の組合にくらべて意識が高いので、こんどはその点も考慮に入れておく必要があるだろうといつていた。また、そのことは、逆にいえば会社はこんど、第二組合をおもりするのに手を焼きかねないことだろうとさえ述べている。

差別にさわぐな

分裂この差別は、いま三池でかけられているようにどの組合でも同じあくどさでかけられている。差別のないのが実は変なのであり、差別よりもつと悪質な計画が立てられていると見なければならないのだろう。

淀川ではこういつている。「差別にさわぐな。さわぐほど効果があり会社はますます攻撃をしかけてくる。結局、差別を強めることになる。個人でさわいでも何にもならぬ。全体的な組織の力ではね返えす以外にない」また、差別で動揺すると復帰しようと思つている第二組合員もひるんでしまうということであつた。

【豆解説】

政府が請求した

公労委の仲裁裁定

公労協の半日ストに対して政府が十五日おこなつた公労委への仲裁請求とは「あつせん」「調停」をとびこえた紛争の最終調整である公労委は石田労相の請求により、たちに公益委員五名による仲裁委員会を開いて裁定をくだす。あつせん、調停は拘束力をもたないが、「仲裁々定」は公労法第三十五条によつて労使双方とも服従しなければならず、政府も裁定が実施されるよう努力しなければならない。政府はいち早く「裁定は実施する」との態度を明らかにしているが、公労法が施行された二十四年から三十四年までの九年間に政府は八回の仲裁々定をうけながら、予算を理由に一度も完全履行はしなかつた。従つて組合側は、「裁定の内容（賃上げをいくら認めるかの額）が問題であり、金額に不満があればストは決行する」との態度をとつている。いまのところ三十一日のスト前に裁定が出される可能性がつよいが、公労協組合（八十万人）は十三日の「スト宣言」により着々と闘争態勢を固めている。